

住居番号の設定までの流れ

本
日

- ① 住居番号申出書を記入→ご提出ください
※別紙の記入例を参照

必要資料： 1)位置図（住宅地図等の地図上で建築物の敷地がわかるもの）
2)配置図（敷地内で建築物の位置がわかるもの）
3)1階平面図（建築物の入口がわかるもの）



後
日

- ② 市役所にて住居番号を設定いたします。
・設定に数日かかる場合があります。



- ③ 設定が終わりましたらご連絡いたします。
・係の者にご連絡先をお伝えください。



- ④ 住居番号通知書を受け取りにお越しくください。



- ⑤ 住居番号通知書を受け取り日以降は
転居が可能です。
転居届提出は1階の市民課にお願いします。
※代理人の方が提出される場合は別途委任状が必要ですので、お気を付けてください。